

第1部 共生による環境先進地・京都の実現を目指して

第1章 京都議定書発効20周年を迎えて

平成9（1997）年12月11日、国立京都国際会館で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3（地球温暖化防止京都会議）＊。以下「COP3」という。）において、「京都議定書＊（Kyoto Protocol）」が採択され、国際社会は地球温暖化問題の解決に向けて、大きな第一歩を踏み出しました。

産業革命以降、化石燃料の使用が急増し、大気中の**温室効果ガス＊**の濃度が大幅に上昇することで、地球温暖化が進んでおり、世界各地で地球温暖化の影響と見られる大雨や干ばつ、感染症の蔓延、熱中症の増加等の問題が発生してきました。こうした地球の異変に対する国際社会の危機感が高まる中、平成17（2005）年2月に「京都議定書」が発効されました。

「京都議定書」は、その後の府民、府内企業等による地球温暖化対策への取組を大いに促進し、多種多様な主体が連携・協働して地球温暖化問題に取り組むという大きな流れを生みました。府においては、平成22（2010）年に京都市、京都商工会議所、環境省、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所、公益財団法人国際高等研究所及び公益財団法人国立京都国際会館の6団体とともにKYOTO地球環境の殿堂運営協議会を創設し、世界で地球環境の保全に多大な貢献をされた方々を「京都議定書」誕生の地・京都の名のもとに顕彰し、その功績を世界に向けて広く発信する「KYOTO地球環境の殿堂」事業を実施しています。

人類の未来を守るという「京都議定書」の精神を、京都から世界に広く発信し、地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組の推進に資することを目的に、「京都議定書」が採択された地である国立京都国際会館に展示設備を整備するとともに、同会館において、毎年※表彰式を開催し、令和6年度までに総勢36名1団体の方々が殿堂入りされました。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により中止

1 KYOTO 地球環境の殿堂～大阪・関西万博を機に国際会議・未来会議を開催予定～

京都議定書発効20周年、KYOTO地球環境の殿堂運営協議会創設15年の節目となる令和7年9月には、「KYOTO地球環境の殿堂」を大阪・関西万博を機にスペシャルバージョンとして開催します。

○国際会議

過去の殿堂入り者と若者等が「気候変動」や「生物・文化多様性」等のテーマごとに議論を行い、人と地球の未来のあるべき姿について提言を行います。

○未来会議

国内外の高校生・大学生等が参加し、京都で培われた文化と自然との関係についてワークショップを通じて探究し、成果を国際会議で発表します。

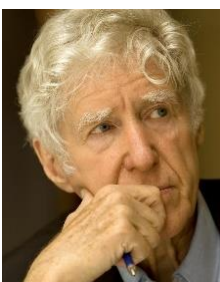
ワークショップのテーマ

- ・「古来文学（随筆）」探究プロジェクト…随筆・和歌等に登場する京都の動植物について考察
- ・「伝統産業」探究プロジェクト……伝統工芸に触れ、自然と人間との関係性について考察
- ・「森里海」探究プロジェクト……里山の機能や漁業体験を通じた海洋環境について考察

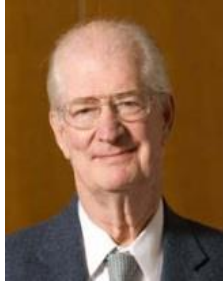
写真1-1-1

第15回 KYOTO 地球環境の殿堂表彰式



	＜第1回＞ 地球環境保全の取組の道しるべとなる「持続可能な開発」の概念を提唱。元「環境と開発に関する世界委員会」委員長・元ノルウェー首相		＜第1回＞ 世界初の気候・海洋・陸面過程結合モデルを開発し、地球気候変動の研究に適用。地球温暖化予測の先駆者。プリンストン大学気候海洋研究プログラム上級研究員、日本学士院客員
	＜第1回＞ 「MOTTAINAI」の言葉を世界に普及させるとともに、環境と共生する思想の普及や環境保全活動を実践。元ケニア共和国 環境・天然資源・野生動物省副大臣		＜第2回＞ 共有資源コモンズ(共有資源)の集団管理の理論が地球環境問題の解決に向けて大きな指針となることを示した。インディアナ大学教授
	＜第2回＞ ブータン王国の第4代国王として、地球環境問題の解決につながる「GNH-Gross National Happiness (国民総幸福度)」という概念を提唱。ブータン王国第4代国王陛下		＜第2回＞ 世界各地の公害問題を「水俣学」という地球環境問題の解決に資する画期的な学問体系に高めた。元熊本学園大学教授
	＜第3回＞ 長年にわたってドイツの環境保全行政を担当し、欧州全体の環境保全に貢献。「地球サミット」等の運営を主導し、国際的な地球環境問題の解決に尽力。先端的持続可能性研究所所長		＜第3回＞ 地球温暖化、水や食料の不足、人口増大等の地球環境問題に警鐘を鳴らし続け、環境の面から持続可能な経済である「エコ・エコノミー」の概念を提唱。アースポリシー研究所所長
	＜第4回＞ 環境や農業・食糧問題に関する近代の西洋中心的な考え方に警鐘を鳴らし、伝統的スタイルに根ざした価値観や社会構成の重要性等、環境と共生する思想の普及に貢献。環境哲学者・物理学者		＜第4回＞ ネガワットやスマートグリッド等の先駆的な概念を提唱するなど、エネルギー利用の効率化や化石資源から再生可能エネルギーへの転換に関する画期的な学術研究で世界に貢献。ロッキーマウンテン研究所理事長

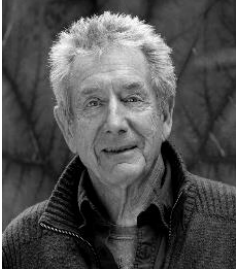
※所属等は、殿堂入り当時のものです。

 宮脇 昭氏	<第5回> 植物の持つ競争力を活かしながら緑を増やす植樹方法「宮脇方式」を提唱。震災がれきを活用した防波堤づくり「森の長城プロジェクト」に尽力。横浜国立大学名誉教授、(公財)地球環境戦略研究機関国際生態学センター長	 畠山 重篤氏	<第6回> 長年にわたって植林活動や環境教育に尽力。森・川・海の環境が密接に関連することを世に広く知らしめるなど、環境保全活動の実践に貢献。NPO法人森は海の恋人理事長、京都大学フィールド科学教育研究センター社会連携教授
 デヴィッド・タカヨシ・スズキ氏（右） セヴァン・カリス＝スズキ氏（左）	<第7回> 親子二代で、複雑、専門的になりがちな環境問題について、粘り強く訴え続けるなど、環境思想の普及に貢献。右：生物学者、環境活動家、ブリティッシュコロンビア大学名誉教授／左：環境・文化活動家、作家	 ハーマン・E・デイリー氏	<第7回> 持続可能な社会の形成を訴え、「ハーマン・デイリーの3原則」は、持続可能な社会に不可欠な指針として世界に大きな影響を与えた。メリーランド大学名誉教授
 オギュスタン・ベルク氏	<第8回> 地理学と存在論を融合した「通態的風土論」の画期的な研究によって、人間と環境の間の関係性を哲学的に分析し、環境と共生する思想の普及に貢献。フランス国立社会科学高等研究院教授	 ホセ・アルベルト・ムヒカ・コルダノ氏	<第8回> 自ら質素な生活を実践して、大量消費主義、物質主義に警鐘をならし、本当の幸福とは何かを問うなど、地球環境保全に関する世界的な合意形成と普及啓発に貢献。前ウルグアイ大統領
 中村 哲氏	<第8回> 医療活動にとどまらず、灌漑用井戸事業等を提案・実行し、環境保全活動でも多大なる功績を残し、地球環境問題の解決に貢献。医師、ペシャワール会現地代表、PMS総院長	 ミゲール・A・アルティエリ氏	<第9回> 生態学の理論を用いて、生産性が高く、資源の節約に適した農業システムを研究・設計・維持・評価する学問分野である「農業生態学」を提唱。カリフォルニア大学名誉教授
 マッキーン氏	<第9回> 日本の伝統的なコモンズ（共有資源）である「入会権」を世界に広め、多くのコモンズ研究者に大きな影響を与えた。デューク大学名誉教授	 デニス・L・メドウズ氏	<第9回> 経済成長が環境問題に及ぼす影響を早期に予測し、持続可能な資源利用のための政策を導くモデルを設計。ニューハンプシャー大学名誉教授

※所属等は、殿堂入り当時のものです。

 クリスティアナ・フィゲレス氏	<第10回> 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）における取りまとめ役としてパリ協定の採択に尽力。外交官、前国連気候変動枠組条約事務局長	 山折 哲雄氏	<第10回> 環境に関する宗教学的視点からの研究及び啓発によって、環境と共生する思想の普及に貢献。宗教学者
 エゴ・レモス氏	<第10回> 歌手であると同時に、平和や自然、持続可能な開発に向けた活動家でもあり、これらの経験を音楽によって、より多くの人に発信。歌手、環境保全活動家	 IPCC （気候変動に関する政府間パネル）	<第11回> 地球温暖化に関する科学的・技術的な見地から包括的な評価を行うことにより、気候変動に関する画期的な学術研究や世界的な合意形成に大きく貢献。政府間機構
 メアリー・ロビンソン氏	<第11回> 「Climate Justice（気候正義）」を提唱し、人々が気候変動による健康被害や災害、移住の問題に直面している状況を人権問題として捉え、その是正に尽力。第7代アイルランド共和国大統領、元国際連合人権高等弁務官	 樋谷 治紀氏	<第12回> 国立環境研究所「地球温暖化対策研究チーム」のアドバイザーを務め、WWFジャパンと「脱炭素社会へ向けた2050年エネルギーシナリオ」を作成。京都エコエネルギー学院学院長、株式会社システム技術研究所所長
 マヌエル・プルガル・ビダル氏	<第12回> COP20の議長として、国際交渉の場に国家以外の主体の参画を促し、気候変動対策において大きなうねりを生んでいる非国家主体の活躍の礎を築いた。WWF気候エネルギーリーダー、元ペルー環境大臣、COP20議長	 クリス・トンプキンス氏	<第12回> 新しい国立公園を設立するなど、チリとアルゼンチンの自然環境の保全に大きく貢献。絶滅危惧種等を再野生化するため、公園や海洋保護区の形成や多数のプロジェクトの監督を担う。元パタゴニアCEO
 ヨハン・ロックストローム氏	<第13回> 「人類が生存できる範囲の限界（プラネタリーバウンダリー）」の概念を提唱。ポツダム気候影響研究所長	 村上 一枝氏	<第13回> 西アフリカの農村地域において、地域環境と人々の暮らしを両立させる持続可能な社会をローカルから支える活動（公衆衛生、環境保全、教育活動等）を継続的に実践。歯科医師、NPO法人カラ＝西アフリカ農村自立協力会代表

※所属等は、殿堂入り当時のものです。

 西岡 秀三氏	＜第13回＞ 30年にわたるIPCC、UNEP等での活動を通じて、日本の地球環境研究（主に気候変動分野）の国際貢献を推進し、アジア各国をはじめとする気候政策の科学基盤構築に貢献。（公財）地球環境戦略研究機関(IGES)参与	 ジル・クレマン氏	＜第14回＞ 庭をはじめ、様々な作品において、環境と共生する思想や哲学の普及に大きく貢献し、文化的な視点からも多くの人に影響を与えた。庭師、修景家、小説家
 中村 桂子氏	＜第14回＞ ゲノムを基本に人間を含む様々な生きものの関係や歴史を読み解くための学問「生命誌」を提唱。JT生命誌研究館名誉館長	 甲斐沼 美紀子氏	＜第15回＞ 2℃と1.5℃の気温上昇による影響の違いが大きい事を示したIPCC発表の1.5℃特別報告書の執筆者の一人。パリ協定の長期目標を2℃から1.5℃に強化する知見を広めた。（公財）地球環境戦略研究機関(IGES)研究顧問
 パーサ・ダスグプタ氏	＜第15回＞ 人口や、消費、生物圏域における結びつきから経済学を発展させることを目指し、40年にわたる研究を続け、「生物多様性の経済学」を完成させた。ケンブリッジ大学フランク・ラムゼイ記念名誉教授	 山岸 哲氏	＜第15回＞ マダガスカル共和国のオオハシモズ類の種分化に関して研究。鳥類の繁殖行動の研究に携わる多くの研究者を育成するなど、国内外において「行動生態学」の発展に大きく貢献。山階鳥類研究所名誉顧問

※所属等は、殿堂入り当時のものです。

2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の背景

平成 27（2015）年にパリ協定が採択されたことにより令和 32（2050）年までのカーボンニュートラルが世界的な潮流として広がり、わが国においても 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた野心的な目標として令和 12（2030）年度に温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 46%削減することを表明しています。

これらの目標達成のためには国と地方の協働・共創による取組が必要不可欠として、「国・地方脱炭素実現会議」が設置され、令和 3（2021）年には地方創生に資する地域脱炭素の実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。

「地域脱炭素ロードマップ」では、2030 年度目標及び 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組として、2030 年度までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」（2050 年カーボンニュートラルに向けて民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロ等を実現する地域）をつくること、また、自家消費型の太陽光発電や住宅・建築物の省エネ等の脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施が掲げられています。これらの取組を意欲的に行う地方公共団体を支援するために地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の募集が令和 4（2022）年に開始されました。

府域においては、令和 6（2024）年 11 月時点で、脱炭素先行地域については京都市が、重点対策については府の他に京都市、向日市、京丹後市、南丹市が採択され、地域ごとの特性を生かしながら 2030 年度目標及び 2050 年カーボンニュートラルに向けた取組を進めています。

(2) 府の状況

府では、2050 年カーボンニュートラルを目標に、市町村と連携した戸建住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の同時導入支援や、「京都府地球温暖化対策条例」に基づく事業者排出量削減計画・報告・公表制度の仕組みを活用した「京都ゼロカーボン・フレームワーク」という全国初の低利融資制度の構築などの取組を、地元の金融機関・産業団体・大学等とも連携しながら進めています。

府における令和 4 年度の温室効果ガス排出量は、1,272 万 t-CO₂であり、平成 25（2013）年度比では 20.2%の削減となっていますが、府内の事業者の 9 割以上を占める中小企業や家庭で取組が進んでいないことや、府内の土地の 4 分の 3 を森林が占めるなど太陽光発電設備の導入適地が限定的であり導入が難しいことが課題となっています。目標達成のためには、導入ポテンシャルの高い太陽光発電設備を、これまであまり設置が進んでいない場所（建築物の屋根や農地等）も活用し、加速度的に導入を促進することが必要です。

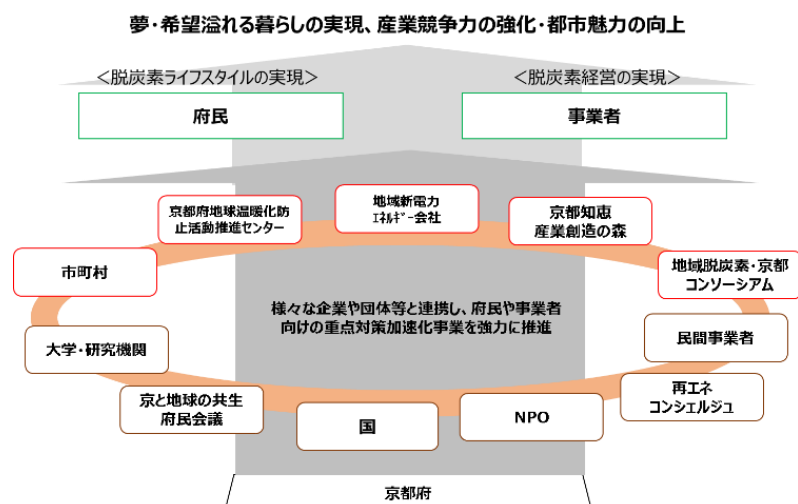
他方、企業の脱炭素化においては、昨今の電気料金の高騰や**固定価格買取制度（FIT 制度）***の買取価格の低下により、再生可能エネルギーの自家消費が注目されているほか、企業価値向上のために脱炭素経営に取り組む例も近年増加しており、再生可能エネルギー導入への関心が高まっています。

こういった状況を受け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、令和 6 年度から令和 10 年度の計画（約 12.6 億円）で、太陽光発電を中心とした自家消費型の再生可能エネルギー等の導入支援を重点的に実施することとしました。この取組によって家庭や事業者における脱炭素化の取組を促すことで、家庭における脱炭素ライフスタイルの実現や、事業者における企業価値の向上とそれに伴う競争力強化に繋げていきます。

また、事業の実施に当たっては、前述の「京都ゼロカーボン・フレームワーク」や、地域金融機関のネットワークを活かした「地域脱炭素・京都コンソーシアム」等を最大限に活用し、強力に事業推進するとともに、重点対策加速化事業という枠組みを通じて府の脱炭素の取組を加速化します。

図 1-1-5

取組のイメージ



(3) 府の計画概要

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、家庭や事業者向けに、これまであまり設置が進んでいない建物の屋根や農地等への太陽光発電設備等の設置に対する網羅的な補助制度を整備することで、府内の脱炭素化の取組加速化を図ります。併せて、計画後半年度では、府有施設への太陽光発電設備の導入も計画しています。

ア 家庭向け施策

戸建住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の同時導入支援については、従来から府内市町村と連携し実施していましたが、令和6年度からは、従来制度に加え、固定価格買取制度を利用しない太陽光発電設備等の導入時には最大 26 万円の補助を受けられる制度を新たに設け、再生可能エネルギーの自家消費を促進しています。

イ 事業者向け施策

「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、床面積の合計が 300 m^2 以上の建築物に対して一定基準の再生可能エネルギー設備の導入を義務付けています。令和6年度からは、この基準を上回って太陽光発電設備を導入する場合に導入費用を支援する補助制度（特定建築主等再エネ導入促進事業）を設けました。

その他にも、駐車場へのソーラーカーポート導入や、農村振興に資する農地・ため池への太陽光発電設備の導入、災害時等に避難施設として活用されうる共同住宅のレジリエンス強化を目的としたマンション共用部への太陽光発電設備の導入を支援する補助制度を設けています。

図 1-1-6

特定建築主等再エネ導入促進事業のイメージ

